

# 令和8年度産業保安等調査研究事業（高齢者関連製品の誤使用等事故対策検討事業）に係る入札可能性調査実施要領

令和8年6月24日  
経済産業省  
産業保安・安全グループ  
製品安全課

経済産業省では、令和8年度産業保安等調査研究事業（高齢者関連製品の誤使用等事故対策検討事業）の受託者選定に当たって、一般競争入札（又は企画競争）に付することの可能性について、以下の通り調査いたします。

つきましては、下記1. 事業内容に記載する内容・条件において、的確な事業遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり一般競争入札を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添1登録様式に記入の上、5. 提出先までご登録をお願いします。

## 1. 事業内容

### (1) 概要

重大製品事故の発生原因を分析すると、高齢者においては、誤使用・不注意に起因する事故の割合が他の年齢層に比べて高く、その背景には加齢による身体機能や認知機能の低下があると考えられます。このため、製品設計において意図していない使用についても、高齢者側の単なる「誤使用・不注意」として扱うのではなく、「想定される使用」と捉えた対応が求められます。また、従来は事故を製品単体の機能や構造の問題として捉え対策が検討されてきたが、実際の生活場面における事故は、製品単独では説明できない場合も多いです。本来、適切な対策の検討には、製品の使用状況、他製品との関係性及び人の行動の流れ等を踏まえた検討が必要です。しかしながら、こうした複合的な観点からリスクを把握するためのデータは製造事業者、輸入事業者（以下「製造事業者等」という。）単独では十分に保有されておらず、現状公開されている事故データのみでリスク分析や対策検討を行うことは、製造事業者等にとって大きな負担となっています。

このため本事業では、製造事業者等にヒアリングを実施した上で、対象製品に関連する事故の発生状況について、周辺に存在する製品、併用される製品、使用時の行動の流れ等を把握可能とする、事故に直接関係しない要素も含めたリスク可視化ツールを作成します。本事業により、製造事業者等に安

全性の高い製品や高齢者の生活を支援する製品の開発に資するツールを作成することを通じて、誤使用・不注意に起因する事故の減少を図ります。

(2) 事業の具体的内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 事業期間

委託事業契約締結日から令和9年3月31日（水）まで（予定）

(4) 事業実施条件

- 事故前・事故発生時・事故後の各段階における人・製品・環境の関係性を踏まえ、複数製品の併用や使用状況を含めた事故発生シナリオを可視化・再現可能なシミュレーション機能を有すること。
- 事故データ（経済産業省、NITE、消費者庁、消防庁等）に加え、行動データ及び製品使用時の行動パターンやヒューマンエラーに関するデータを統合し、人・製品・環境の観点から相互に関連付けて検索・抽出・分析可能なデータベース機能を有すること。

2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和8年7月8日（水）16時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、5. に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を令和8年7月10日（金）16時00分までに登録してください。

3. 参加資格

- ・ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ・ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

#### 4. 留意事項

- ・登録後、必要に応じ事業実施計画等の概要を聴取する場合があります。
- ・本件への登録に当たっての費用は事業者負担になります。
- ・本調査の依頼は、入札等を実施する可能性を確認するための手段であり、契約に関する意図や意味を持つものではありません。
- ・提供された情報は省内で閲覧しますが、事業者に断りなく省外に配布することはありません。
- ・提供された情報、資料は返却いたしません。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。
- ・契約を行う場合、委託事業の事務処理・経理処理等につきましては、更に以下の事項について対応を頂く必要があります。

①事業の実施に当たっては、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行うことはできません。

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

##### 【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（試買対象機器の選定、技術的内容への遵守状況等を確認するための試験、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・その他、執行管理業務と想定する業務 など

②総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか理由書の提出を求めます。なお提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合は、経済産業省で再委託内容の適切性などの確認を行い、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しを指示する場合があります。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認します。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業  
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業  
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業  
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

③委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、事業に係る取引先(再委託先、外注(請負)先以降も含む)に対しても、必要に応じて現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間(最大36ヵ月)行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表します。

具体的な措置要領は、以下のURLの通りになります。

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/shimeiteishi.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html)

- ・ 契約を行う場合、契約締結前までに①情報管理に対する社内規則等(社内規則がない場合は代わりとなるもの)、②その他原課において必要と判断する書類等、③各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴(学歴、職歴、専門的知識その他の知見)、④報取扱者名簿及び情報管理体制図(別添2)の提出を求め、適切な情報管理体制が確保されているかを確認します。

- ・ 委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については経済産業省との調整を経て決定することとします。

#### ○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成すること。別紙について開示請求があった場合に

は、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとする。

- ・「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

#### 5. 提出先・問合せ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1  
経済産業省 産業保安・安全グループ 製品安全課 川本宛て  
TEL 03-3501-4707  
FAX 03-3501-6201  
E-mail [bzl-ps-event@meti.go.jp](mailto:bzl-ps-event@meti.go.jp)

※郵送またはE-mailにてご提出願います。

#### 6. 提出期限

令和8年7月15日（水）

※複数者からの登録があった場合、その時点で入札可能性調査を終了し、一般競争入札（又は企画競争）を実施することがあります。